12月3日(火)～9日(月)は障害者週間

問障害福祉課　☎(582)1168　FAX(581)0203

障害のある人がさまざまな活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、一人ひとりが障害福祉について関心と理解を深めるための期間です。

ひとりで悩まず、まずは相談を

障害者相談員

本市では、障害者の地域における自立した生活を支援するため、障害者とその家族の相談に応じる障害者相談員を設置しています。気軽に上記へご相談ください。

相談の例

・日常生活や社会参加についての相談、助言、関係機関との連携 など

守山・栗東障害者相談支援センターみらいく

障害のある人や家族を対象に、相談を受け付けています。

相談の例

・毎日の暮らしのなかでの困りごとを相談したい
・福祉サービスを利用したい、どういうサービスがあるのか教えてほしい
・一人暮らしをしてみたい、サポートしてもらいたい など

時平日午前9時～午後5時30分(年末年始を除く)

所・問守山・栗東障害者相談支援センターみらいく
(梅田町2-1セルバ守山201)
☎(584)5900　FAX(584)5876
✉milaiku2016@sweet.ocn.ne.jp

ヘルプマーク・ヘルプカード

障害福祉課窓口で希望する人に無料で配布しています。

・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、発達障害や精神障害、知的障害のある人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人、認知症の人など、外見からは援助などを必要としていることが分からない人たちが、周囲に配慮を必要としていると知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

・ヘルプカード

外見からは援助などを必要としていることが分かりにくい人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲にお願いするためのカードです。ヘルプマークに記入できない個人情報や、より詳細な情報を記入することができます。

ヘルプマークを身に着けた人、ヘルプカードを携帯した人を見かけたら

・公共交通機関では、席をお譲りください
・駅の商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします
・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

障害福祉課は市役所 本庁舎に移転しました

令和5年8月より、すこやかセンターから本庁舎 1階 6番窓口に移転しています。